○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　上北沢上高井戸共同溝工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所

自）東京都世田谷区上北沢４丁目

至）東京都杉並区上高井戸１丁目

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約1,100m

工場製作工

シールド機製作工　１式

シールド工（泥土圧　φ3.6m　Ｌ＝1,030m）

一次覆工　１式

坑内整備工　１式

仮設備工　１式

坑内設備工　１式

立坑設備工　１式

坑外設備工　１式

二次覆工　１式

立坑防護工　１式

坑内構築工　１式

水替工　１式

発進立坑構築工

土留・仮締切工　１式

路面覆工　１式

開削土工　１式

現場打躯体工　１式

（コンクリート　327㎥、鉄筋　72.0ｔ）

付帯設備工　１式

到達立坑構築工

土留・仮締切工　１式

路面覆工　１式

開削土工　１式

現場打躯体工　１式

（コンクリート　346㎥、鉄筋　52.5ｔ）

付帯設備工　１式

鋼製セグメント圧入工　１式

開削共同溝構築工

土留・仮締切工　１式

路面覆工　１式

開削土工　１式

現場打躯体工　１式

（コンクリート　327㎥、鉄筋　35.9ｔ）

付帯設備工　１式

雑工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,000㎥、鉄筋　約160ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「施工時における近接構造物への影響を低減する具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿、⒁～⒆　第１号１⑻～⑿、⒁～⒆に同じ

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は東京国道事務所のホームページにより公表する。

2　競争参加資格

⑴、⑶、⑷、⑹、⑻～⑾　第１号２⑴①、③、④、⑥、⑦、⑧、⑶、⑴⑨に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑸　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　土留め工法による開削工法により、道路の地下に構築した空間を有する鉄筋コンクリート構造物で開削深度が９m以上の工事であること。

②　構造物内幅が10m以上であること。

③　路面覆工による一般交通を確保して行う工事であること。

④　シールド工法（密閉型）による工事で、施工（セグメント）外径３m以上の施工実績を有すること。

ただし、上記①～③は同一工事とし、④は別工事でもよい。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記④の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③　第１号２⑵①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

3　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「施工時における近接構造物への影響を低減する具体的な施工計画」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

⑤　②㋐の「施工時における近接構造物への影響を低減する具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、優（30点）、良（15点）、可（０点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は重要事項が記載されていないなど不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「施工時における近接構造物への影響を低減する具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。